

京都市政策推進主任等設置規程を次のように定める。

平成16年4月7日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市政策推進主任等設置規程

(設置)

第1条 本市の重要な政策（以下「重要政策」という。）の推進を図るため、京都市事務分掌条例第1条に規定する局、区役所及び区役所支所（以下「局等」という。）に政策推進主任及び政策推進副主任を置く。

2 政策推進主任及び政策推進副主任は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(職務)

第2条 政策推進主任は、上司の命を受け、所属する局等において、重要政策の進行管理並びに新規の重要政策の企画及び立案並びにこれらに伴い必要となる他の局等との連絡及び調整を行う。

2 政策推進主任は、所属する局等の職員に対して、政策推進主任の職務を遂行するために必要な協力を求めることができる。

3 政策推進副主任は、政策推進主任を補佐し、政策推進主任に事故があるときは、その職務を代理する。

(政策推進主任会議)

第3条 総合企画局政策推進室長（以下「室長」という。）は、重要政策の企画、立案及び実施について、相互に連絡し、調整を行うため、必要があると認めるとき、又は他の政策推進主任から求めがあったときは、政策推進主任会議を開催することができる。

2 室長は、必要があると認めるときは、政策推進主任以外の者又は消防局、交通局、上下水道局若しくは教育委員会事務局に置かれる政策推進主任に対し、政策推進主任会議への出席を求めることができる。

（総合企画局長による調整会議）

第4条 総合企画局長は、重要政策の企画、立案及び実施について、特に必要があると認めるときは、局等の長を招集して、総合的な調整を行うための会議を開催することができる。

2 総合企画局長は、必要があると認めるときは、局等の長以外の者に対し、前項の会議への出席を求めることができる。

（補則）

第5条 この訓令の施行に関し必要な事項は、総合企画局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（関係訓令の廃止）

2 京都市企画推進主任等設置規程は、廃止する。

別表（第1条関係）

局 等	政 策 推 進 主 任	政 策 推 進 副 主 任
京都市事務分掌条例第1条に規定する局	庶務担当部の部長又は 庶務担当室の室長	庶務担当課の課長

区役所及び区役所支所	区 民 部 長	区 民 部 総 務 課 長
------------	---------	---------------

(総合企画局政策推進室政策調整課)